

記載例

令和3年1月〇日

富士吉田市長 様

納税通知書の氏名（名称）
が記載されている面の世帯
番号の下にある通知番号を
記載してください。
名寄帳には「宛名番号」と
して記載されています。

住 所 富士吉田市下吉田六丁目1番1号
連 絡 先 000-1234-5678
氏名（名称） 株式会社〇〇〇
業 種 名 △△業
代表者氏名 吉田 太郎
通 知 番 号 1234567

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産 に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告

地方税法附則第63条（※）に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の
家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について下記のと
おり申告いたします。

※令和2年12月31日以前は附則第61条

記

1 事業収入割合について

令和2年3月1日から同年5月31日 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			平成31年3月1日から同年5月31日 左の期間の前年同期を記載		
3月期	4月期	5月期	3月期	4月期	5月期
440,000円	300,000円	360,000円	820,000円	920,000円	520,000円
合計：1,100,000円……①			合計：2,260,000円……②		
事業収入割合：48%（① / ②）※小数点以下切り捨て					

- 50%以下（地方税法附則第63条第1項第1号に該当）
（＝事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合 軽減率：全額）
 50%超70%以下（地方税法附則第63条第1項第2号に該当）
（＝事業収入が前年同期比で30%以上50%未満減少している場合 軽減率：1/2）

2 特例対象資産について

申告の有無	資 産
○	事業用家屋（別紙のとおり）
○	償却資産

※1 申告する資産に○をつけてください。

※2 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになります。
（この申告書のほか、令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です。）

3 誓約事項について

以下の（１）から（４）について、事実に相違ないことを誓約します。

- （１）「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- （２）申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- （３）（申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、）申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
 - ① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人（※）の所有に属している法人
 - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人

※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 12 項に規定する大規模法人のことをいう。
- （４）（申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第 10 条第 7 項第 6 号に規定する 中小事業者である場合、）申告者は、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下であること。

【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記 1～3 の申告内容について、記載どおりである旨確認しました

住所	
名称	
代表者役職	
代表者氏名	(印)
認定経営革新等支援機関等担当者	
認定経営革新等支援機関等電話番号	
認定経営革新等支援機関等担当者	
メールアドレス	

この欄は、認定経営革新等支援機関等に記入していただけてください。
ご自身では記入しないでください。

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とします。
2. 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第 63 条第 4 項又は第 5 項の規定に基づき 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される場合があることに留意してください。
3. 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載してください。
4. 「氏名（名称）」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載してください。
5. 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載してください。
6. 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けてください。
7. 本特例の申告は、令和 3 年 2 月 1 日（月）までに富士吉田市に対して行ってください。

事務処理欄

	入力	確認	軽減率	備考
事業用家屋				この欄は、市で記入しますので、ご自身では記入しないでください。
償却資産				

(別紙) 特例対象家屋

氏名 (名称) 株式会社〇〇〇

通知番号 1234567

家屋の所在		床面積		
記載例				
所在	吉田〇丁目△△△-□	134.60 m ²	うち事業用	
家屋番号	△△△-□		67.30 m ²	50%
所在	吉田〇丁目△△△-×	180.00 m ²	うち事業用	
家屋番号			180.00 m ²	100%
所在		m ²	うち事業用	
家屋番号			m ²	%
			うち事業用	
		m ²	m ²	%
			うち事業用	
		m ²	m ²	%
			うち事業用	
		m ²	m ²	%
			うち事業用	
		m ²	m ²	%

納税通知書に同封されている課税明細書に記載されている資産区分「家屋」のうち、事業用に使用しているもの全てについて、所在、家屋番号(無い場合には不要)、床面積を転記してください。課税明細書を廃棄・紛失してしまった方は、7番証明窓口にて名寄帳(名寄帳兼課税台帳)をお求めください。また、名寄帳では通知番号が左上の「納税義務者」の右側に、「宛名番号」として記載されています。

事業専用割合が分かる資料のとおり記載してください。

- ※1 前年度の課税明細書に記載されている家屋毎に記入してください(前年度の課税明細書に記載のない家屋については、所在、家屋番号、床面積等を記入してください)。
- ※2 家屋番号が無い物件については、家屋番号欄は空欄で差し支えありません。
- ※3 事業専用割合が分かる資料(青色申告決算書等)を添付してください。
- ※4 認定支援機関等の確認を受けた後、資産の滅失・取得等異動があった場合には再度確認を受けてください。
- ※5 記入欄が足りない場合には、本用紙を追加してください。

新型コロナにかかる固定資産税等の特例措置に関する申告書チェックシート

No.	項目	確認内容	✓
1	住所等	記載事項の漏れは無い(特に連絡先、法人であれば担当者を確認し記載)	
		申告者は法人なのか個人なのか	
		通知番号(宛名番号)は納通・端末で確認	
2	事業収入割合	連続する同じ3ヶ月で比較しているか	
		①÷②で計算されているか(計算誤りはないか)	
		事業収入とは、収益事業により生み出される定常的な収入のことをいい、給与所得、年金収入、給付金収入、一時的な事業外収益は対象外となる	
3	特例対象資産 共有の場合 償却資産	申告の有無 ①家屋のみ②償却資産のみ③家屋と償却資産の両方	
		特例の対象となる方の持分のみが申告されているか	
		申告はなされているか	
4	支援機関等の確認	支援機関等の記載・連絡先・押印等があるか	
5	特例対象家屋	申告者の所有家屋か(課税明細・名寄帳で確認)	
		事業用割合は記入されているか	
6	売上減少	令和2年の3ヶ月間の売上がわかる書類(売上帳簿・残高試算表等)	
		前年同期の売上がわかる書類(売上帳簿・青色決算書・残高試算表等)	
	事業用家屋か否か またその事業用割合は	青色決算書・収支内訳書・法人税申告書別表16等	
		事業用割合につき上記書類がない場合には見取り図などの資料	
		課税台帳と矛盾する事業割合になっていないか ex.課税台帳上、居住部分が1/2以上であれば申告書でもそのように記載 居住部分が少なくなると土地の固定資産税が高くなる場合があります	
不動産賃料の猶予	3ヶ月分以上の賃料をそれぞれの賃料の支払期限から3ヶ月以上猶予していること 覚書など上記猶予がわかる書面		
7	申告期間	申告期間(1/4～2/1)を過ぎている場合には正当な理由があるか 正当な理由なく申告期限を過ぎた場合にはこの特例を適用できません	